第 38 回新中間処理施設整備検討会議（開催概要）

１　開催日時　令和７年５月 28 日（水）15 時 10 分～16 時 00 分

２　開催場所　くりりんプラザ２階研修室

３　出席者
（１）構成員
　帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
（２）事務局
　くりりんセンター

１．開会
（事務局長）
　本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。
　ただいまから、第 38 回新中間処理施設整備検討会議を開催いたします。
　事務局長の福原でございます。本日は、よろしくお願いいたします。
　出席者の確認ですが、本日、欠席の市町村はありません。

２．議事
（事務局長）
　それでは、議事に入ります。
　『議事（１）中間処理施設建設工事の進捗状況について』事務局より説明いたします。

（事務局）
（１）中間処理施設建設工事の進捗状況についてご説明します。
　お手元の資料１をご覧下さい。
　中間処理施設建設工事につきましては、令和５年１１月３０日に本契約を締結し、詳細設計に入りまして、令和６年８月に仮囲いや仮設事務所といった仮設工事に着手し、令和６年１１月に建築確認申請の確認済証を受領しまして１２月より土建工事に着手しております。
　１２月からはまず柱状改良工事、いわゆる地盤改良工事を行いまして令和７年４月末に完了しております。
　同じく４月からは柱状改良が終わった箇所のうち、地下躯体部分の掘削工事に着手しており、可燃ごみピット、不燃ごみピット、灰ピットの床まで現在完了しております。
　ちなみに資料下段に記載しております出来高につきましては、事業費ベースでの出来高予定となっておりますが、現在は遅れなく予定通り進捗しているところでございます。
　土建工事につきましては、今年度、工場棟では、可燃エリアの１階躯体まで着手、不燃エリアの２階～屋上躯体まで着手、付属棟・外構では、一般持込ヤードの基礎着手予定となっております。
　令和８年度は、工場棟の可燃エリアの２階～屋上躯体、煙突、屋根、外壁等に着手、不燃エリア

は屋根、屋上、内装、仕上げに着手、付属棟・外構の管理棟、ランプウエイ、計量棟、屋外開閉所に着手予定となっております。

令和９年度の９月末には、工場棟、付属棟の全てが完成し、一部外構が残る状況となっております。

また、プラント工事に関しましては、土建工事の進捗と合わせまして適宜各種プラント工事に入ってまいりますが、詳細については資料をご確認ください。

令和９年１０月からは６か月間の試運転を開始しますが、ごみの受け入れ開始は１１月から一部開始しまして１１月末にはすべてのごみの受け入れを新施設で開始し試運転を行ってまいりますので、構成市町村のみなさまには、それまでに住民や事業者への周知を行っていただくこととなりますのでよろしくお願いします。

周知につきましては、次の議題の中でご説明しますので進捗の説明では割愛させていただきます。

なお、試運転期間においては現くりりんセンターで共同処理している１５市町村の計画収集、自己搬入について受け入れ開始となり、令和１０年４月１日から共同処理を開始する４町につきましては新施設供用開始と合わせて受け入れ開始となります。

現在順調に工事が進んでおりますが、今後においても資料にありますとおり、当初予定の令和１０年４月１日供用開始に遅延がおきないよう施工管理者とともに適正な進捗管理を行ってまいります。

事業の進捗については適宜検討会議を開催しながら皆様に共有しますのでよろしくお願いします。

（事務局長）

それでは、ただいま説明した中間処理施設建設工事の進捗状況について、ご質問等があれば伺います。

――― 発言なし ―――

（事務局長）

なければ、中間処理施設建設工事の進捗状況についての質疑を終了します。

議事（２）中間処理施設建設工事の概要について、事務局より説明いたします。

（事務局）

お手元の資料２－１をご覧ください。

こちらは、前回の検討会議でお示ししました工事概要書に施設概要等を追加した資料となっております。

これまで、施設の詳細な内容については事業者提案のもと実施設計中であったことからお示しできない状況でしたが、おおむね実施設計も終了し今後は施工協議を行いながら工事を進めていく段階ですので今回資料を作成し皆様にご説明することとしました。

資料の内容につきましては、施工協議の中で変更になる場合があることをご了承いただきたいと思います。

なお、皆様にはこの資料をご活用いただきながら住民周知をしていただくことになりますのでよろしくお願いします。

それでは資料のご説明に入らせていただきます。

1 枚目については以前パース図であったイメージ図を現場事務所に備え付けております模型に変更しております。

２枚目については前回の検討会議でご説明した資料ですので今回は割愛します。

３枚目、施設概要についてご説明します。

中央に全体配置図を配置しまして、左に管理棟としてごみの搬入ではないお客様が利用できる施設を、右には工場棟としてごみの搬入に関する施設を、大きく２つに分類しております。

管理棟は団体や個人の施設見学や、ごみ処理に係る学びの場として利用できる施設でありまして、管理棟の北側には多目的広場として屋外ステージイベントや様々楽しんでいただけるスペースを提供します。

工場棟はごみ収集車など事業者によりますごみ搬入の受け入れ施設となっております。

一般持込受入ヤードは住民による自己搬入のごみ受け入れ専用の施設となっております。

計量棟はごみ収集車用と自己搬入用をそれぞれ設置しまして各々の計量機で計量します。

施設の詳細説明については次ページ以降にございますので、続けてご説明します。

４枚目、工場棟の概要となっております。

資料中央にあります工場棟は左側が大型・不燃ごみ処理施設、右側が焼却処理施設という配置になっております。

資料左上、１階部分は各種ストックヤードや灰や資源物の搬出室となっております。

次に右上、２階部分はプラットホーム、各ごみピット、発電機室などを配置しております。

次に左下、３階部分は団体や個人の方の見学者通路や各中央制御室などを配置しております。

次に右下、４階部分は施設の運営サイドの事務室や煙突を配置しております。

中央下段は参考で断面を掲載しております。

５枚目は管理棟の概要となっております。

管理棟は３階建てで、１階はメインエントランスやテラス、屋外ステージ、２階には多目的ホールや見晴らしステージ、３階には研修室やグリーンハウス、見学者通路などを配置しております。

研修室は団体の見学の際に、ごみ処理などの環境学習をしていただきます。

見学者通路には環境学習を目的とした掲示物などをご用意しております。

多目的ホールは小さなお子様にも環境に対する興味を持っていただけるよう、屋内遊び場と併用したスペースを設けています。

見晴らしステージでは北側の多目的広場や西側の日高山脈を一望できます。

ここまでが、施設の概要となっておりまして、次からはごみの搬入の際の動線をご説明します。

6 枚目をご覧ください、1）一般持込車両の動線、いわゆる住民の方々の自己搬入についての動線となります。

まず資料左側からご説明しますが、①の一般持込車入口とありますが一般持込車両は東側市道からこの専用入口を使用し施設へ入場します。

入口を入りますと 2 車線の一般持込車専用通路を使用し②の入口計量棟へ向かいまして計量をし、自動受付機で進入の手続きを行います。

計量機は混雑緩和のため 2 基設置しております。

手続きが終わりますと③一般持込受入ヤード内での停車場所について音声案内が流れますので、指定された駐車枠に車を停めていただきます。

資料の右側をご覧ください、ヤード内は一方通行となっておりますので、入口を入り、指定枠へ停車し、荷下ろしスペースに荷下ろししますが、新たな施設からは車の後方の荷下ろしスペースにすべてのごみを降ろしていただきます。

降ろしたごみは、作業員が仕分けしますので降ろし終えましたら誘導員の指示に従い出口から退出していただきます。

出口を出まして左へ U ターンすると出口計量棟がありますので、こちらで清算手続きを行います。清算は現金ほか各種電子マネーやクレジットカードも使用可能となる予定です。

入口同様、混雑緩和のため計量機は２基設置しておりますので、清算が終わりましたら南側市道に一般持込車の専用出口がございますので、こちらからお帰りいただきます。

次に７枚目をご覧ください、２）ごみ収集車の動線となります。

まずは資料左側ですが、①ごみ収集車入口は北側道道から入場していただくごみ収集車、搬出車、メンテナンス車専用の入口となっておりますので、こちらから入場し、専用通路を走行しまして②入口計量棟で入場手続きをします。

こちらもごみ収集車専用の計量機となっております。

計量ののち、案内に従ってランプウエイを経由しまして④のプラットホームに入場して案内された投入扉でごみを降ろしていただきます。

降ろし終えましたら東側出口からランプウエイを経由し⑤出口計量棟へ移動し退場手続きをしていただきます。

手続きが終了しましたら専用通路を通り北側道道の⑥ごみ収集車出口から退場していただきますが、混雑状況によっては左折での退場にご協力いただきたいと思います。

次に資料右側のごみ種ごとのプラットホーム内の動線ですが、まずは上段の可燃ごみ、不燃ごみについて、可燃ごみは赤い線、不燃ごみは青い線で表現しておりますとおり、各投入扉へ向かっていただきます。

次に中段の大型可燃ごみですが、大型可燃ごみのみを搬入する場合はオレンジの線のとおり大型可燃ごみ受け入れ貯留ヤードへ向かいますが、大型可燃ごみ、大型不燃ごみを混載してきた場合については紫の線のとおり一時保管ヤードで降ろしていただきます。

降ろしていただいた混載ごみの中の大型可燃ごみについては運営側で大型可燃ごみ受け入れ貯留ヤードへ移動します。

次に下段の大型不燃ごみについては、みどりの線で表現しておりますとおり、大型不燃ごみ受け入れ貯留ヤードに搬入していただきます。

8 枚目をご覧ください、こちらは搬出に関する車両動線となります。

まず、3）灰搬出車両に動線ですが、①北側道道入口から入場し専用レーンを経て②入口計量棟横の計量機のないレーンを通過しメンテ車両レーンで灰搬出室に向かいます。④灰搬出室で積み込み完了後⑤出口計量棟で計量を行いまして⑥北側道道出口から退場します。

次に４）破砕鉄、アルミ搬出車両の動線ですが、①北側道道入口から入場し専用レーンを経て②入口計量棟横の計量機のないレーンを通過し③破砕鉄、アルミストックヤードへ向かいます。積み込み完了後、⑤出口計量棟で計量を行いまして⑥北側道道出口から退出します。

次に５）アルミ製品、乾電池、蛍光管、水銀製品等の搬出車両の動線ですが、①北側道道入口か

ら入場し専用レーンを経て②入口計量棟横の計量機のないレーンを通過し③のメンテ車両レーンで④ストックヤードへ向かいます。積み込み完了後⑤出口計量棟でアルミ製品の搬出車は計量を行い、その他は出口計量棟横のレーンを通過し⑥北側道道出口から退場します。

次に６）鉄屑の搬出車両動線ですが、①北側道道入口から入場し専用レーンを経て②入口計量棟で計量を行いまして③鉄屑ストックヤードへ向かいます。積み込み完了後④メンテ車両レーンで⑤出口計量棟で計量を行い、⑥北側道道出口から退場します。

９枚目をご覧ください、７）施設見学者や多目的広場利用者の動線となります。

南側市道から①お客様出入り口を使用し入場いただきます。

②お客様駐車場についてピンクの色付けしておりますが、管理棟や多目的広場など、利用先によって使いやすい場所に駐車してください。

③思いやり駐車場は青い色付けしておりますが、障害のある方、高齢者、妊産婦、その他歩行が困難な方などにご利用いただく屋根付きの駐車場となっております。

④大型バス駐車場は団体の見学時などにご利用いただく駐車場です。

⑤運営職員駐車場（１）については、組合職員と組合への来客用駐車場です。

⑥運営職員駐車場（２）については、運営職員専用の事業者用駐車場となっております。運営職員駐車場（２）へ向かう通路については一般車両は進入禁止となっております。

また、管理棟北側の②お客様駐車場の一部は EV 充電可能な駐車場を設置しますので、EV 車の充電に使用いただけます。

最後に 10 枚目をご覧ください。

体験・体感型学習の概要となっており、団体や個人による施設見学、環境学習の内容を示しております。

団体での見学は、1 階①のエントランスホールから３階②の研修室へ移動し環境学習動画をご覧いただいてから見学者通路を移動しながら③から⑭まで体験・体感型の環境学習をしていただきます。

見学者通路の要所に見学窓、説明モニターを設置しておりますので、施設内部をご覧いただきながらモニターにて説明をご覧いただくような構成になります。

掲載している学習内容については現段階のものでありまして、協議により変更になる可能性があることについてご理解いただきたいと思います。

個人での見学については、研修室以外は自由見学となっておりますので、目的に合わせて自由に見学いただければと考えております。

以上が工事概要等の説明となります。

ただいまご説明した内容のうち施設概要を使用していただきながら皆様には新施設に移行するにあたっての住民周知をお願いいたします。

そこで、資料の２－２をご覧ください。

この資料につきましては会議終了後皆様にメールで送付しますのでご記入いただきまして返信をお願いします。

内容につきましては、令和 9 年 11 月から予定している試運転より、現在共同処理を行っている 15 市町村のごみを新施設で受け入れを開始するにあたり、事業者や住民に対し、持込方法などの周知に必要な期間や必要な情報について調査するものです。

なお、新施設より新たに共同処理する４町については令和 10 年４月１日より受け入れを開始し

ます。
　先ほどご説明した資料を用いて周知していただければと考えておりますが、そのほかに必要な情報等がありましたらご記入ください。
　説明は以上です。

（事務局長）
　それでは、ただいま説明した中間処理施設建設工事の概要について、ご質問等があれば伺います。

（帯広市）
　以前にもお聞きしたかもしれませんが、車両の動線について、一般車両は２車線、計画収集車両は１車線ということでよろしいでしょうか。

（事務局）
　仰る通りです。

（事務局長）
　他にございませんか。
　なければ、中間処理施設建設工事の概要についての質疑を終了します。
　議事（３）新中間処理施設整備検討会議規約の廃止及び一般廃棄物処理施設整備検討会議設置要綱の新設について、事務局より説明いたします。

（事務局）
　お手元の資料３－１、３－２をご覧ください。
　平成２９年７月２８日の第１回から本日の第３８回まで新中間処理施設整備検討会議として本会議を行ってまいりましたが、新中間処理施設整備に関しましては現在順調に工事が進んでおりまして、今後は事業の進捗の報告などの場となっていくことや、参考資料でお配りしております今後の大型事業調書をご覧いただいたとおり、新中間処理施設以外の組合施設につきましても改修や更新、建替えなどを検討していく時期を迎えるにあたり、新たな会議体を増設するよりも、本会議を一般廃棄物処理施設整備全体の議論をできる場に変更すべく、規約を廃止し設置要綱を新設するものとなります。
　なお要綱に関しましては、この報告をもって事務局長決裁ののち明日から施行予定となっております。
　次回会議を第１回目としてスタートしてまいりますのでよろしくお願いします。

（事務局長）
　それでは、ただいま説明した新中間処理施設整備検討会議規約の廃止及び一般廃棄物処理施設整備検討会議設置要綱の新設について、ご質問等があれば伺います。

――――　発言なし　――――

（事務局長）

それでは、続きまして議事（４）その他 に入ります。

皆様方から、何かその他、ご質問はございませんでしょうか。

――― 発言なし ―――

なければ、皆様方のほうで、議会などでの発言など、この場で共有いただけるようなことが何かございましたら、ご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

――― 発言なし ―――

なければ、以上で本日予定していた案件はすべて終了となります。続いて、今後の検討会議の開催について事務局より説明します。

（事務局）

次回の検討会議につきましては、会議の開催が必要になりましたら、お知らせすることとしますので、その際はよろしくお願いします。

３．閉会

（事務局長）

これにて、第 38 回新中間処理施設整備検討会議を終了といたします。

なお、本日の会議につきましては、組合のホームページで公表してまいります。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。